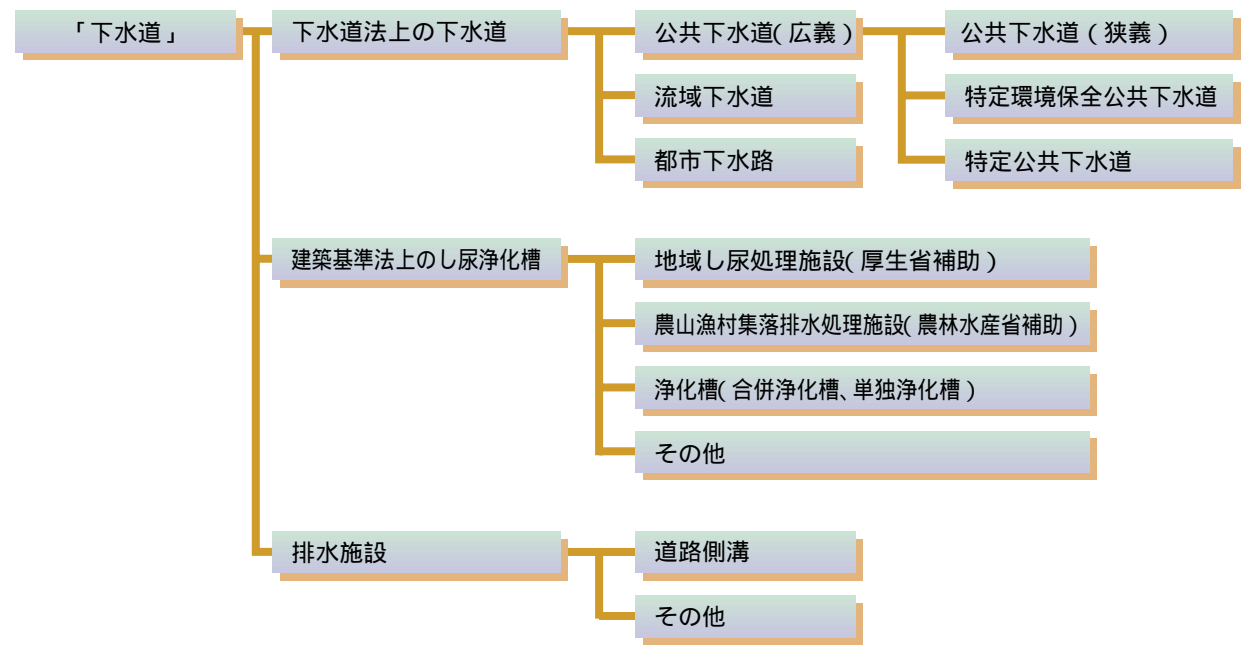


1-1-2 下水道の種類

下水道の種類
 一般に「下水道」と呼ばれているものにはいろいろなものがあり、目的や効果には大きな差があります。下水道法という下水道は ~ までで、し尿浄化槽や排水施設は、含まれていません。



下水道イメージ図



【1】公共下水道(狭義)
 公共下水道のうち、主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道。
 終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの(前者を単独公共下水道、後者を流域関連公共下水道という。)であり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

【2】特定環境保全公共下水道
 公共下水道のうち主として市街化区域以外で設置される下水道。
 自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道を特定環境保全公共下水道(通称、「特環」)と呼んでいます。
 公共下水道(狭義)と同様に単独公共下水道、流域関連公共下水道の2つに分類されます。

【3】特定公共下水道
 特定の事業者の事業活動に主として利用される下水道。
 特定の事業者の事業活動に起因し、又は附随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるものを特定公共下水道(通称、「特公」)と呼んでいます。

【4】流域下水道
 2以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ、終末処理場を有する下水道。
 一般的に幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の建設及び維持管理は都道府県が行い、幹線管渠に流入するまでの施設(主として管渠整備)の建設及び維持管理は公共下水道として市町村が行うこととなっています。

【5】都市下水路
 主として市街地内における浸水を防除するために設置される下水道。
 公共下水道(雨水)に先立って整備する必要があるときに都市下水路事業が実施されます。